

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 規則 第 33 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 26 日 理事会 承認

2008 年 5 月 15 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2008 年 5 月 29 日 規則第 33 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

7 編 船舶からの汚水による汚染の防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2(1)(a)を次のように改める。

1.1.2 用語

本編で使用する用語は、次に掲げるものとする。

(1) 「新船」とは、次の船舶をいう。

- (a) 2003 年 9 月 27 日以降に建造契約が結ばれる船舶，又は建造契約がない場合には 2003 年 9 月 27 日以降にキールが据え付けられる船舶若しくはこれと同様の建造段階建造開始段階にある船舶
- (b) 2006 年 9 月 27 日以降に引渡しが行われる船舶

附 則

1. この規則は、2008 年 5 月 29 日から施行する。